

長崎県消費者被害防止ネットワーク情報

警戒情報

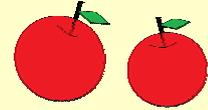
長崎市消費者センターからの情報です。

配信日 平成 27 年 9 月 3 0 日

突然やってくるりんごの訪問販売に注意！

内容

突然、女性が「青森のりんごを広めるために青年団でまわっています」と言って訪問してきた。話を聞いていると、停めてあったトラックから男性がりんごの試食を持ってきた。男性から「無農薬ですよ」などといった話を聞き、試食がとても美味しかったので買うことにした。値段を聞くと、1箱 18000 円で 1袋 3000 円ということだったので 2袋購入し 6000 円支払った。後で、購入したりんごを食べると試食の時より味が悪かった。返品したい。



消費生活センターからのアドバイス

訪問販売は 8 日以内であればクーリング・オフで契約を解除することができます。しかし、このような事例では、業者名や連絡先が分からないことや、聞いていても架空のものであることが多く、その場合クーリング・オフは困難です。このようなリスクもよく考え、必要がなければきっぱりと断りましょう。

話を聞いたり試食したりすると断りにくくなってしまいます。ドアを開ける前に訪問の目的を確認し、必要がなければドアを閉めたまま断りましょう。

支払う時になって初めて値段や数量を教えられ、思いがけない値段・数量だったにも関わらず断り切れずに支払ってしまうケースもあります。事前に「何個からですか?」「1個いくらですか? 円以上の支払いはありませんね?」などとはっきりと確認し、納得できない場合はきっぱりと断りましょう。

すごまれるなど恐怖を感じた場合は、近所の人や警察に助けを求めてください。

おかしいなと思ったときは、すぐに最寄りの消費生活センター、または市町相談窓口にご相談ください。



おかしいと思ったら一人で悩まず早めに相談を

長崎県消費生活センター 095 - 824 - 0999

[相談受付時間]平日(月～金曜日)…午前9時～午後5時(12時～13時を除く)

相談 : 市町の相談窓口

長崎市消費者センター

(095 - 829 - 1234)

佐世保市消費生活センター

(0956 - 22 - 2591)

島原市消費生活センター

(0957 - 62 - 9100)

諫早市消費生活センター

(0957 - 22 - 3113)

大村市消費生活センター

(0957 52 9999)

平戸市消費生活センター

(0950 22 4222)

壱岐市消費生活センター

(0920 - 48 - 1111)

松浦市消費生活センター

(0956 - 72 - 1861)

対馬市消費生活相談所

(0920 - 52 - 8322)

五島市消費生活センター

(0959 - 72 - 6144)

西海市消費生活センター

(0959 - 37 - 0145)

雲仙市消費生活センター

(0957 38 - 7830)

南島原市消費生活センター

(0957 - 82 - 3010)

他各市町相談窓口